

～のべ700人超の税理士が唸った！～

「税務調査 & 税務・法務判断  
の極選ノウハウ」

---

■ 講師

株式会社 K A C H I E L

久保 憂希也



KACHIEL



# 受講につきましてのお願い

---

- 携帯電話は電源を切るかマナーモードに設定をお願い致します。
- 本セミナーでの録画・録音はご遠慮下さい。
- 本セミナー内でのご質問は、一切受付けておりません。ご了承下さい。






# 受講につきましてのお願い

---

本セミナーで使用するスライドは  
**P D F 形式で後日、配布**いたしますので、  
セミナー中は講師の話に集中して頂き、  
メモは最低限にして頂ければと思います。





# 本セミナーの趣旨

---

本セミナーでは、約9年間にわたり  
私が運営・回答をしている「**習得会**」において  
税理士・会計事務所からよく質問・相談される  
実務上内容をピックアップしたものです





# 【確認】本日のトピック

---

- (1) 税務調査に遡及年数の規定はない？  
～税務上の時効と除斥期間・調査対象期間の関係を徹底解説！～
- (2) 現金の売上計上漏れは重加算税になるのか？
- (3) 無申告者で資料の保存がない場合の対応方法
- (4) 外注費を給与と否認されない【たった1つの要件】とは？






では、講義を開始します

---

(1) 税務調査に遡及年数の規定はない？

～税務上の時効と除斥期間・  
調査対象期間の関係を徹底解説！～





# 税務調査終了の3パターン

---

①更正決定等をすべきと認められない（是認）

②更正決定等をすべきと認める（原則）

③修正申告又は期限後申告を  
勧奨することができる（それでもいいよ）



ですから…

「更正できる期間」（除斥期間）

と

「税務調査の対象期間」

は

一致する（はず）



KACHIEL





# 原則的な除斥期間

---

国税通則法第70条①：5年

ただし・・・

国税通則法第70条⑤：7年





# 一般法と特別法の関係

---

国税通則法



個別税法



租税特別措置法





# 現実論①

---

自ら誤りに気付いた場合、  
自主修正申告は  
何年分行えばいいか？





# 現実論①

---

税務調査の対象期間  
(事前通知段階で) は  
ほとんどが3年





## 現実論②

---

税務署からの連絡（行政指導）  
で誤りに気付いた場合、  
自主修正申告は  
何年分行えばいいか？





## 現実論②

---

3年分の修正申告をすれば、  
税務調査で4～5年前を  
遡られる可能性がある





## 現実論③

---

無申告の場合、  
期限後申告は何年分  
提出すべきか？





# 現実論③

---

間違いなく「5年」



KACHIEL



# 無申告者が申告する理由

- 借入したい
- 所得証明が必要



## 現実論④

---

事前通知（3年）を受けた後に  
修正申告を提出する場合、  
何年分行えばいいか？





## 現実論④

Aの誤りを是正した修正申告を3年分調査前に提出

⇒

調査においてBという別の誤りが発覚した

⇒

Bは4～5年前も誤っている

⇒

調査で4～5年前に遡られる（調査期間の延伸）

⇒

結局、Aの4～5年前も否認対象になる





## 現実論④

---

- 是正箇所以外に連年での誤り（否認項目）があるかどうか
- 加算税の率・額






最後に・・・

---

7年分の自主修正申告  
もしくは期限後申告は  
提出できない



KACHIEL




次のトピックです

---

(2) 現金の売上計上漏れは  
重加算税になるのか？





最初に・・・

---

税法解釈で「法令解釈通達」

賦課決定で「事務運営指針」



KACHIEL




# 事務運営指針にある規定

---

「帳簿書類の作成又は帳簿書類への記録をせず、売上げその他の収入（営業外の収入を含む。）の脱ろう又は棚卸資産の除外をしていること。」







# 領収書の控えから発覚した場合

---

売上を除外したいなら、  
「別の領収書（除外用）を使う」  
「領収書の控え自体を破棄する」





# 平成17年1月11日裁決事例

---

- 法人に対する税務調査

- 窓口で現金受領

- 入金帳に記載

- 入金（売上）伝票に記載なし

- 結果として売上計上漏れ



# 平成17年1月11日裁決事例

## 【国税不服審判所の判断】

- 事務処理上のミスからであることを否定できない
- 積極的に売上を除外したと認定できる事実は認められない




# 入金帳から発覚した場合

---

売上を除外したいなら、  
「入金帳を見せない」  
「入金帳に記載しない」





次のトピックです

---

# (3) 無申告者で資料の保存 がない場合の対応方法





# 推計課税の要件

---

- 白色申告者に対して「できる」
- 法律上の決まった推計方法はない





# 推計課税の現実的論点

---

## 青色申告者の場合・・・

- ・青色取消し（過去遡及）
- ・取消しから1年間は申請できない
- ・次の適用は申請の翌年から





# 推計課税の現実的論点

---

調査官としては・・・

「青色取消し」「推計課税」  
「更正」なんてしたくない！







# 推計課税の現実的論点

---

推計で更正 = 青色取消し

推計で修正申告 = 青色取消し不要



# 推計課税の現実的論点

---

修正申告であれば・・・

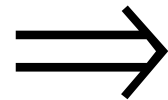
調査官と納税者の双方が納得すれば  
その根拠は問わない





# 推計の先出し

- 口座・クレカ明細など追える資料
  - 進行期（現在）



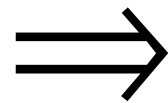
こちらから推計による所得を提示






# 推計の後出し

調査官から推計による所得が  
算出・提示された場合



- 推計の方法に関して疑義を提示
  - 進行期との齟齬を明示




次のトピックです

---

(4) 外注費を給与と  
否認されない

【たった1つの要件】とは？






# 否認根拠となる法令解釈通達

---

## 消費税法基本通達 1 - 1 - 1 (個人事業者と給与所得者の区分)





# 「総合勘案」の具体的項目

---

東京国税局の内部資料  
「給与所得と事業所得との区分  
給与？それとも外注費？」  
(平成15年7月)





税務署が給与と言い切れない状況

---

支払いの相手方が  
事業所得で申告している場合








でも現実には・・・

---

相手方が無申告だからこそ  
税務署の言い分は  
「源泉」「年調済み」






これに対応するには・・・

---

## 外形的要素を揃える

- 支払調書の提出
- 契約書or通知書への記載





契約書があればいいわけでもない

---

「業務委託契約書」  
も（内容によっては）  
税務上の給与と判断





# 契約書or通知書において

---

「〇〇様が弊社から受け取った金銭は、  
〇〇様の事業収入に該当することから、  
弊社では年末調整などできず、  
自ら確定申告を必要とします」



**不当な税務調査・否認指摘から顧問先を守る！**

# 税務調査の裏交渉術 & 極選ノウハウ習得会



**入会特典**

2021

ZEIMU  
税務  
調査  
CHOSA

元国税調査官・久保愛希也が明かす  
税務調査対策メルマガバックナンバー

株式会社 KACHIEL  
代表取締役社長 久保愛希也

**※入会できるのは年2回のみ**

**入会受付期間：※明日、6 / 4 (金) 24時迄！**

入会金 22,000円(税込)  
月会費 16,500円(税込)

**30日間全額返金保証付き！**



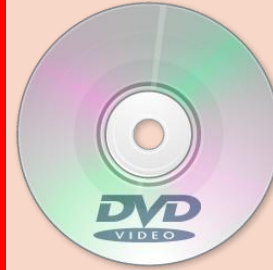
さらに

今この場で

ご入会の方に限り

久保憂希也 解説

DVD & 動画セットプレゼント



「税務調査の成立ちと法律規定」

講師：久保 憂希也

- ◆ 税務調査の法的な成立ち
- ◆ 税務調査と行政指導の区分
- ◆ 質問検査権の要件とその範囲
- ◆ どこまでの税務調査が許されるのか？



資産税

税理士 木下 勇人  
税理士法人レディング

公益法人

税理士 浦田 泉  
いずみ会計事務所

所得税・法人税・消費税

税理士 伊藤 俊一  
伊藤俊一税理士事務所

国際税務

税理士 内藤 昌史  
SCS国際税理士法人

利便性に加え、さらなる専門性を実現！！

税務相互相談会

2021年6月よりバージョンアップ！  
回答者が増え、運営会社が変わりました！

入会金 22,000円(税込)  
月会費 16,500円(税込)

30日間全額返金保証付き！